

見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月7日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第3号

見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

別表1の項中「別表2」を「別表」に、

「

2	条例別表第1（その2）の2の項及び別表第3（その2）の10の項の規則で定める事務	見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱（平成2年見附市告示第52号）第4条第2項の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
---	--	---

」を

「

2	条例別表第1（その2）の2の項、別表第2（その2）の3の項及び別表第3（その2）の10の項の規則で定める事務	見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱（平成2年見附市告示第52号）第4条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱第7条の受給資格内容等の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領（平成2年見附市告示第53号）第6条の受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱第6条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
---	--	---

」に改め、

同表に次のように加える。

4	条例別表第1（その2）の4の項、別表第2（その2）の4の項及び別表第3（その2）の16の項の規則で定める事務	見附市子どもの医療費助成に関する要綱（平成8年見附市告示第37号）第5条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 見附市子どもの医療費助成に関する要領（平成8年見附市告示第38号）第8条の受給資格内容等の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 見附市子どもの医療費助成に関する要綱第9条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
5	条例別表第1（その2）の5の項、別表第2（その2）の5の項及び別表第3（その2）の17の項の規則で定める事務	見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱（平成26年見附市教育委員会告示第6号）第6条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱第12条の受給資格内容等の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱第11条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
6	条例別表第1（その2）の6の項及び別表第3（その2）の18の項の規則で定める事務	見附市不育症医療費助成事業実施要綱（平成26年見附市教育委員会告示第5号）第7条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

7	条例別表第1（その2） の7の項及び別表第3 （その2）の19の項の 規則で定める事務	見附市不妊治療費助成事業実施要綱（令和 4年見附市教育委員会告示第11号）第7 条の医療費の助成の申請に係る事実につい ての審査に関する事務
---	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。